

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 1 0 月 2 0 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により本件処分の違法性、不当性を主張している。

冬季加算として暖房費 2, 6 3 0 円追加されたが、寒さが特に厳しい冬場（1 2 月・1 月・2 月）は電気代・ガス代を合わせて月 2 万円以上の費用が実際には必要となる。現行の加算額は冬場における請求人の生活実態を無視したもので、冬場においては生活設計が成り立たない恐れがある為、冬季加算支給額を見直し、本件処分の取消しを求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規

定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月20日	諮問
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

冬季加算については、保護基準（ただし、令和2年4月1日か

ら適用される令和2年3月30日付厚生労働省告示第124号による改正後のもの。)の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,630円の冬季加算額を計上することとされている(別表第1・第1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地-1」・第2類・VI区(東京都は、同(2)・イにより、冬季加算における地区別(都道府県別)において、「VI区」の区分とされる。)。なお、保護基準では、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めているが、〇〇区が、級地区分において、「1級地-1」に該当する地域であることは、別表第9・1・(1)に掲げられている。)

(3) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、従前から、請求人に対する保護を実施していたところ、保護基準を根拠として、請求人の保護費について、令和2年11月から冬季加算月額2,630円を計上する旨の本件処分を行ったものであり、処分庁は、このことを、支給月に先立って、「冬季加算認定により」との理由を付して、令和2年10月20日付けの本件処分通知書により、請求人に通知したことが認められる。

また、冬季加算を除くその余の保護費については、本件処分においては、従前からの額に対し何ら変更は行われておらず、冬季加算以外の保護費の額については、本件処分により新たに決定された事項はないものであり、違算も認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めにも則って適正

に行われたものと認められ、また、保護費の算定について、違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点があるということはない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、現行の冬季加算額は生活実態を無視したものであるから冬季加算支給額を見直すべきであるとして本件処分の違法・不当を主張する。

しかし、冬季加算額は保護基準により定められるものであって、冬季加算額の見直し、すなわち保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、上記2のとおり法令に適合してなされた本件処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準の改定については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹